

平成30年度

第2回

鹿児島市青少年問題協議会

日時 平成31年1月31日（木） 9：30～11：00

場所 市教育総合センター 青年会館 3階 第一・二・三研修室

| 平成30年度青少年問題協議会委員 | | | | |
|------------------|-------------------|------------------------|--------|--------|
| 選出区分 | | 団体 | 役職 | 氏名 |
| 学識経験者 14人 | 大学 | 鹿児島大学・附属教育実践センター | 副学長 | 武隈 晃 |
| | | 鹿児島国際大学 | 准教授 | 帖佐 尚人 |
| | | 志学館大学 | 教授 | 飯干 紀代子 |
| | 学校 | 市小学校長会(花野小学校) | 代表 | 濱田 りえ子 |
| | | 市中学校長会(星峯中学校) | 代表 | 石元 優子 |
| | | 鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会 | 会長 | 岡元 良二 |
| | 関係団体 | 専修学校協会 | 代表 | 鮫島 陽子 |
| | | 市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」市民会議 | 副会長 | 南 香織 |
| | | (社)鹿児島青年会議所 | 代表 | 有村 雅憲 |
| | | 南日本新聞社 | 論説委員 | 海江田 由加 |
| | | 市PTA連合会 | 代表 | 田場 学 |
| | | 市あいご会連合会 | 代表 | 柿原 由美子 |
| | | 市民生委員児童委員協議会 | 代表 | 坂元 妙子 |
| | 薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会 | 代表 | 海江田 麻貴 | |
| 公募市民 2人 | | 公募市民 | | 鶴田 宏 |
| | | 公募市民 | | 野田 洋一郎 |
| 関係行政機関の職員 9人 | | 市教育長 | 教育長 | 杉元 羊一 |
| | | 鹿児島労働局職業安定部 | 訓練室長 | 和田 滋 |
| | | 県警察本部生活安全部少年課 | 課長 | 安樂 泰広 |
| | | 鹿児島地方法務局人権擁護課 | 課長 | 吉村 和浩 |
| | | 市市民文化部 | 部長 | 上四元 剛 |
| | | 市こども未来部 | 部長 | 中野 和久 |
| | | 市人権啓発室 | 室長 | 東 和沖 |
| | | 市教育委員会教育部 | 部長 | 中崎 新一郎 |
| | | 市学校教育課 | 課長 | 下江 嘉誉 |

| 平成30年度 鹿児島市青少年問題協議会幹事 | | | | |
|-----------------------|--|-----------|------|--------|
| 選出区分 | | 団体 | 役職 | 氏名 |
| 関係各課 9人 | | 広報課 | 課長 | 大山 かおり |
| | | 地域振興課 | 課長 | 二宮 雅人 |
| | | 男女共同参画推進課 | 部長参事 | 大野 正道 |
| | | こども福祉課 | 課長 | 仮屋 拓也 |
| | | 人権啓発室 | 主幹 | 山元 浩之 |
| | | 学校教育課 | 主幹 | 中村 武司 |
| | | 保健体育課 | 課長 | 竹之下 浩徳 |
| | | 生涯学習課 | 課長 | 吉松 健二 |
| | | 青少年課 | 課長 | 楠原 豊 |

平成30年度 第2回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

平成31年1月31日
青 少 年 課

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 日 時 平成31年1月31日（木） 9：30～11：00
- (2) 場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第一・二・三研修室

(3) 会 順

- ア 開会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9：30
- イ 第1回青少年問題協議会内容について・・・・・・・・ 9：35
- ウ 協 議・・・・・・・・・・・・・・・・ 9：40
 - ① 平成30年度青少年問題協議会の会議経過について
 - ② 平成30年度青少年健全育成事業等の実施状況について
 - ③ 専門委員会報告等について
 - ④ 平成31年度青少年問題協議会の活動計画（案）について
 - ⑤ その他（情報・意見交換）
- エ 閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10：55

会議等報告

平成30年6月7日

| | | | |
|--------|--|-----|----------------|
| 件名 | 平成30年度第1回鹿児島市青少年問題協議会 | 作成課 | 教育部 青少年課 |
| 日時 | 平成30年6月7日(木) 9時30分～11時 | | |
| 場所 | 市教育総合センター3階 青年会館一・二・三研修室 | | |
| 出席者 | 青少年問題協議会委員 22人(欠席3人) | | |
| 市出席者 | 委員： 教育長、市市民文化部長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事： 広報課長、地域振興課長、こども福祉課長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人 | | |
| 会次第 | 1 委員紹介 2 委嘱状交付 3 会長、副会長の選出 4 開会のあいさつ 5 協議 (1) 前年度協議内容等について (2) 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について (3) 平成30年度協議テーマ(案)について (4) 専門委員会の設置(案)について (5) 平成30年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (6) その他(情報・意見交換) 6 閉会のあいさつ | | |
| 主な決定事項 | ○ 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について ○ 平成30年度協議テーマ設定、専門委員会の設置(案)について ○ 平成30年度青少年問題協議会の会議計画(案)について | | 承認 承認 承認 |
| 主な意見等 | ○ 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から平成29年度の提言からつくられたリーフレットの活用にあたり、どのような活用を考えているか。 →各学校では、校内に提示したり、道徳の授業で活用したりすることやPTAや地域コミュニティーでの活用を考えている。実際、地域コミュニティーで活用したいという話もあった。また、これから、広く多くの市民に知ってもらい、活用して頂きたい。 ○ 平成30年度協議テーマ設定と専門委員会の設置(案)について <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から平成29年度のテーマには、ネットに関することが入っていた。今の子どもたちにはネットに関わる諸問題が多発しており、その対応に苦慮している。PTAでも携帯やスマホは「使わせない」から「どのように使っていくか」に変わってきている。是非、ネットに関する視点も平成30年度から平成31年度のテーマに入れて頂きたい。子どもたちが安心して生活できる環境をお願いしたい。また、この会に市民代表が入ってくれることは大変心強い。 問題行動が起きてしまう子どもの家庭を見るときに、青少年育成に必要と思われる諸行事に小中学校を含め、参加していない場合が多い気がする。そのため、社会の中で大事にされた経験も少ないと思われる。 SNS等の被害における相談窓口として、ヤングテレホンなどがある。そこでの相談の内容は、性に関する被害が多い。そのような被害を防ぐために、小中学生向けに、非行防止教室を小中学校と連携して行ったり、大学生による少年サポートを行ったりしている。また、保護者には、フィルタリング設定をしていただきたい。そして、ネットに出されてしまった個人情報などを削除するときには、警察安全相談窓口へ連絡して欲しいと思う。 地方法務局としては、人権擁護員と企業が連携してネットトラブルに関する教室を実施している。また、みんなの110番や子どもの人権110番の活用もできる。ネット被害については、削除要請もしている。 | | |

I 平成30年度青少年問題協議会の会議経過

| 日 時 | 会 議 | 主 な 内 容 | 場 所 |
|-------------------------------|-------|--|-------------|
| 平成30年5月15日(火) 11:00～12:00 | 幹 事 会 | 第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 平成30年度青少年問題協議会の会議計画について | 青年会館 会議室 |
| 平成30年6月7日(木) 9:30～11:00 | 協 議 会 | ① 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成30年度の協議テーマ及びいじめ問題について ④ その他(情報交換等) | 青年会館 研修室 |
| 平成30年8月28日(火) 10:00～11:30 | 専門委員会 | 【テーマに基づく審議 ①】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議 ・現状の分析と課題 | 青年会館 会議室 |
| 平成30年10月30日(火) 10:00～11:30 | 専門委員会 | 【テーマに基づく審議 ②】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議 ・連携の在り方 | 青年会館 会議室 |
| 平成31年1月18日(金) 11:00～12:00 | 幹 事 会 | 第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況について ③ 専門委員会の報告について | 青年会館 会議室 |
| 平成31年1月31日(木) 9:30～11:00 | 協 議 会 | ① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他(情報交換等) | 青年会館 研修室 |

Ⅱ 平成30年度 青少年健全育成に関する主な実施状況

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、鹿児島市の教育を考える市民会議提言等の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 親子で「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや野外活動等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
 - ・ 全小・中学校に家庭教育学級を開設し、基本的生活習慣の確立に関する学習機会の位置付け
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
 - ・ 図書館や地域公民館主催の読み聞かせ教室などによる読書活動の推進
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
 - ・ 市立中学校での父親セミナーの実施（6，157人参加 12月末現在）

- いじめや不登校をなくし、明るく楽しい学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。

- ・ 「いじめ防止啓発強調月間」(ニコニコ月間 5/25～6/25)の実施と作品展
- ・ 標語・・・120校 48, 457点 ポスター・・・89校 7, 560点

- 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも早く発見し、1件でも多い解決を図る。

- ・ 道徳的实践力を育む道徳の充実
- ・ 「いじめ問題を考える週間」の取組(全小・中・高等学校)
- ・ いじめに関するアンケート調査や教育相談の実施
- ・ 家庭地域連携部会の開催

- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実を図る。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをしながら、子どもと「握手」をするなど一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。

- ・ 市民あいさつ運動強調月間(10/20～11/30)
- ・ 市民あいさつ運動の一環としてあいさつ標語募集

- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。

- ・ 中学生を対象とした「ボランティアジュニアリーダー養成セミナー」の実施(8/20)

- ・ 「さつまっ子のつどい」で郷土芸能の披露を行う。
- ・ 町内会やあいご会を中心とした地域行事や伝統行事の実施

- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などをおして、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。(公共の場でのマナー等)

- ・ 小・中学校での家庭教育学級の開設
- ・ 公民館等での子育て講座や家庭教育に関する研修会の実施
- ・ 「心のとびらを開く家庭づくり講座」の開催
～「子どもの気持ちに寄り添う支援の在り方」～ 318人参加

- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。

- ・ 単位PTAや学校等（情報モラル教育）における取組
- ・ 生徒指導講師派遣事業（ネットに関する研修）

○ 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。

- ・ 新・郷中教育推進事業

60校区（H29：40）申込児童数：1,698人（H29：1,227人）

○ 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

- ・ 「こころの言の葉」コンクール事業

応募総数 16,011点（H29：17,335点） FMでの作品紹介

（3） 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

ア リーダー及び指導者の育成

イ 社会体験活動や自然体験活動の推進

ウ 生涯学習施設等の活用の推進

○ ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。

○ 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。

- ・ 「さつまっ子のつどい」で郷土芸能の披露を行う。

○ あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実に努める。

- ・ ボランティアジュニアリーダー養成セミナーの実施によるボランティアリーダーの養成

○ 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。

- ・ 偶数月に発行・・・各47,500部配布（市立幼稚園、小・中学生のいる家庭、学校、関係機関）

○ 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。

○ 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

- ・ 集団宿泊学習での活用（参加人数：786人 学校数：4校）

- ・ 主催事業等の実施（参加人数：2,075人 宿泊学習を含む 11月末現在）

(4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

〔視 点〕

学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
 - ・ 校区青少年健全育成大会、校区文化祭や立志式等の実施
 - ・ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動の実施（年4回）
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けたり、青少年健全育成大会や青少年のつどいなどを開催したりするなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
 - ・ 「青少年の生活環境の点検調査」の作成と活用（青少年補導センター）
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
 - ・ 要保護対策地域協議会の実務者会議における関係機関との連携
 - ・ 学校等からの児童虐待に関する連絡体制の確立
 - ・ 関係機関との連携による早期解決
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。
 - ・ 家庭教育学級、PTA等における保護者への啓発活動
 - ・ かごしま市民のひろば、市教委作成のリーフレットによる啓発活動
 - ・ 「チームティーチング方式による非行防止教室」の実施

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
 - ・ 市民会議の開催（年3回：6、10、3月）
 - ・ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる市民運動の実施
 - 春・・・3/11～4/10「育てよう 思いやりのある子に 強い子に」
 - 夏・・・7/1～8/31「明るく たくましく すこやかに」
 - 秋・・・10/20～11/30「育てよう 若い芽を 家庭 学校 地域 職場で」
 - 冬・・・12/15～1/26「伸びよう 伸ばそう さつまっ子」
 - ・ 第16回明るく楽しい学校づくり市民大会の開催
 - 日 時：平成30年10月20日（土） 9：10～12：00
 - 会 場：市民文化ホール（第2ホール）
 - 参加者：703人
- コミュニティー協議会や校区公民館運営審議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。

（連絡会議等）

- ・ 鹿児島地区青少年環境づくり懇談会
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 鹿児島県薬物乱用防止指導員連絡協議会
- ・ 天文館等環境浄化対策連絡協議会
- ・ シンナー・接着剤等乱用防止対策協議会
- ・ 県カラオケスタジオ協会
- ・ 県アミューズメント施設営業協会等

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

4 成果と課題

成果 (○) 課題 (●)

| 事項 | 主 な 施 策 の 成 果 と 課 題 |
|--|--|
| <p>豊 か な 心 を は ぐ く む 家 庭 の 教 育 力 の 向 上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育学級の学習内容に「基本的生活習慣の確立」、「携帯電話に関する学習」を取り入れ、家庭の教育力の向上に努めた。 ○ 家庭教育の充実と青少年の健全育成を図るために、14地域公民館で、「地域別家庭教育研究会」を開催し、多くの保護者等の参加があった。 ○ 市立図書館を中心に、読み聞かせ教室や親子読書教室等を実施し、多くの親子が参加した。 ○ 地域公民館や教育相談室などで保護者を中心とした相談事業を実施し、家庭教育の充実に努めた。 ● 相談内容等が複雑化・多様化するに伴い、各種相談窓口の周知や関係機関との更なる連携を図っていく必要がある。 |
| <p>学 校 と 家 庭 ・ 地 域 が 連 携 し た 心 の 教 育 の 推 進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第16回明るく楽しい学校づくり市民大会」を市民文化ホールで実施し、楽しく学び、生き生きと生活できる学校にするための小中学校の実践事例や高校の舞台発表、オープニングの合唱などを通して、特色ある学校づくりを進める気風が高まった。 ○ 平成15年度から実施している「こころの言の葉」コンクールは16年目を迎え、本年度は、16,011点の「言の葉」が寄せられた。 ○ 5中学校区に生活指導支援員を配置し、小・中学校の生徒指導上の問題解決のために、関係機関等と連携を図りながら活動した。 ○ 不登校をはじめ様々な教育上の悩みをもつ児童生徒、保護者、教職員に対する教育相談事業（教育相談室・スクールカウンセラー、臨床心理相談員等）に力を入れた。さらに、児童生徒の家庭環境等の改善を目的としたスクールソーシャルワーカー事業を継続した。また、児童生徒への話し相手として、大学生（院生）を派遣する「心のパートナー派遣事業」も継続した。 ○ 新・郷中教育推進事業として放課後子ども教室を40校区から60校区に拡充して設置し、勉強やスポーツ、文化活動など、異年齢集団での活動や高齢者等とのふれあいなど各教室の活動の更なる充実を図った。 ○ 学校支援ボランティア事業として、99校で活動している。ボランティア登録者数も8,876人となっている。（11月末現在） ● 青少年のインターネット利用上の課題と対策について、学校だけでなく、家庭や地域に対し、様々なメディア等を用いて、更に広く啓発する必要がある。 ● 学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たして青少年健全育成に取り組んでいけるよう、より一層の啓発が必要である。 |

| 事項 | 主な施策の成果と課題 |
|--------------------|--|
| 青少年の地域活動や団体活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各課等でジュニアリーダーや指導者養成のための研修会、派遣事業を実施し、リーダーや指導者の資質の向上と活動の充実を図った。 ○ 地域公民館、少年自然の家や都市農業センターなど、各課等の特色を生かした自然体験や社会体験事業を実施した。 ○ 美術館や科学館、水族館や平川動物公園など、それぞれの機能を生かした体験学習の機会を数多く計画し、実施した。 ○ 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊）を、小・中学校の児童生徒のいる家庭や関係施設及び地域公民館等に配布し、体験活動の紹介を行った。 ● 団体活動や地域行事等に対して、青少年が主体的に参加できるための企画・運営の工夫が必要である。 |
| 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 夏の心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動期間に各校区の環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高め、青少年が健全に育つよりよい環境づくりに努めた。 ○ 「補導センターだより」を毎月1,500部発行し、子どもたちを取り巻く環境の浄化や、地域の子どものを守り育てる街づくりについての記事を掲載するなど、地域で青少年を育てる気運を高めた。 ○ 少年補導委員による街頭補導を実施し、問題行動の早期発見と予防に努めるとともに環境浄化活動を実施した。 ○ 校外生活指導連絡会では、六月燈や夏祭りの特別補導、夏季休業中の土曜日の特別深夜補導を実施し、青少年の非行や問題行動の未然防止に努めた。 ○ 各学校では、保護者や地域住民・関係機関等の協力を得て、「校区環境点検マップ」の見直しとその活用を図った。 ○ 防犯教室・交通安全教室の実施、児童通学保護員やスクールガードリーダーによる見守り等により、子どもの登下校等の安全確保に努めた。 ○ チームティーチング方式による非行防止教室（県警察本部少年サポートセンター）を実施し、非行防止に努めた。 ○ 児童虐待防止の啓発に努めるとともに、学校等からの児童虐待に関する相談・連絡体制を整え、早期対応に努めた。 ○ 小学校単位の校区青少年健全育成大会が多くの校区で開催され、校区ぐるみによる健全育成の気運が高まった。 ● 地域の教育力の向上に努め、市民総ぐるみで青少年が健全に育つ環境づくりを更に促進する必要がある。 ● 今後も、青少年のインターネット利用上の課題について、広く関係各課、関係機関が情報を共有し対策を立てていく必要がある。 |

| 事項 | 主 な 施 策 の 成 果 と 課 題 |
|--|--|
| 関 係 機 関 相 互 の 密 接 な 連 携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市補導センターと県警サポートセンターおよび市内三警察署で定期的に情報交換を行った。 ○ 市PTA連合会（校外生活指導連絡協議会）と学校が連携して、夜間補導を定期的実施した。 ○ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議の主催で「第16回明るく楽しい学校づくり市民大会」を開催し、多くの方の参加が見られた。 ○ 家庭が抱える課題に対して、関係各課、関係部署と連携を取りながら対応を行った。 ● 「青少年の健全育成」に関して、抱える課題が複雑化、広範囲に及ぶケースもあるため、各団体等との更なる連携が今後も必要である。 |

Ⅲ 専門委員会報告等について

1 専門委員会設置の理由

平成28～29年度の市青少年問題協議会では、「ネット世代の青少年に求められる人間関係力とは何か」をテーマに議論し、その中で、「自分を大切にできる力」を根底にして、「関係をつくる力」、「関係を修復する力」、「助けを求める力」、「関係を調整する力」という4つの力を学校や家庭、地域で育てていくことを提言した。

そこで、今まで以上に、学校・家庭・地域が連携しながら、青少年に人間関係力を高め、育むことが必要とされるが、近年、全国においては青少年から出された相談が関係機関に適切につながらないケースや家庭が抱える問題に地域が対応できない現状がある。そのため、「助けを求める力」を育成するためにも、青少年が安心して相談できる環境づくりが求められている。

このような状況を受け、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年をめぐる問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（8人）

| 番号 | 氏名 | 役職 |
|----|-------|-----------------------------|
| 1 | 濱田りえ子 | 鹿児島市小学校長会代表 |
| 2 | 石元優子 | 鹿児島市中学校長会代表 |
| 3 | 岡元良二 | 鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長 |
| 4 | 帖佐尚人 | 鹿児島国際大学准教授 |
| 5 | 南香織 | 市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議副会長 |
| 6 | 田場学 | 鹿児島市PTA連合会代表 |
| 7 | 野田洋一郎 | 公募市民 |
| 8 | 安楽泰広 | 県警察本部生活安全部少年課長 |

3 審議計画

- (1) 審議のテーマ 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（主な施策(4)）
- (2) 視点 青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か。
- (3) テーマ設定の理由
 - ① 人間関係力の4つの力の内、「助けを求める力」を育む環境づくりの必要性
 - ② 地域ぐるみで、「助けを求める力」を育むための環境をつくる必要性
 - ③ ネットに関連した青少年の問題
- (4) 審議期間 平成30・31年度（年2回、計4回の専門委員会）

平成30年度 第1回青少年問題協議会専門委員会の報告

- 1 日時 平成30年8月28日(火) 10:00～11:30
- 2 場所 市教育総合センター3階 青年図書連絡室
- 3 参加者 委員8人、事務局3人
- 4 協議テーマ

－ 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（主な施策4）－

青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か。

5 協議内容

1 事務局説明

- ① 専門委員会の役割
- ② 青少年を取り巻く現状と課題の確認

2 質疑応答・意見交換

(委員)

- ① 今回の青少年問題協議会の結果、提言という形でリーフレット等にまとめるのですか。

(事務局)

- ② 2年後、「提言」という形で、リーフレット等にまとめることになると思います。

(委員)

- ③ 自殺などは、8月終わりが多い。すぐに自殺などを止めるような提言と長期的な見方による提言という2つの提言内容が必要ではないか。

また、SNSでの問題を起こす子どもの多くは、周りの子に話をすることができない。自分に自信がないようです。

(委員)

- ④ 保護者の中には、相談することができない人もいる。ほめられない子どものことがあるが、その親もかつて子どものころ、ほめられなかったのではないか。

学校の中には、PTA会長が直接、子どもの自殺予防の指導をお願いすることもしている。PTAと学校の連携が必要だが、個人情報のこともあり、難しい面もある。ただ、何かあってからでは遅いので、できるだけ情報交換はすべきではないか。また、親もスマートフォンなどの勉強を積極的にすべきだと思う。

(委員)

- ⑤ 私がかつてかかわっていたNPOでは、自殺に対して、「傾聴」と「自殺のサインを見逃さない」ようにしていた。その中で、学んだことは、子によってサインの出し方は多様であることだった。(書いたり、メールを打った

り、電話したり…)

(委員)

- ⑥ 自殺には、学習面、人間関係、家庭の問題など多くの原因がある。学校としては、夏休み中、気になる子への連絡をしている。また、スクールカウンセラーの紹介や夏休み期間中の学習教室などを行い、自殺などの未然防止に努めている。

また、「助けを求める力」を育成する視点は、子どもと保護者の2者の視点で考えるべきではないでしょうか。

(委員)

- ⑦ 委員から、子どもの中には、ライン等に記入することでサインを出す子もいると言われたが、ライン等に記入することはネット依存につながるのではないのでしょうか。子によっては、1日500～600件のラインを行う子もいます。親が責任をもって注意したり、ネットの勉強をしたりすべきだと思います。

また、PTAで作成するスマホ問題啓発ポスターも暗いイメージが多かったのですが、今回は、明るい未来に向けてスマホとつきあうようなイメージにしています。

(委員)

- ⑧ 自分の娘の主人は、スマホを使って娘をあやしている。子育てに自信がないのかもしれませんが、ネット依存の改善策として、非日常でもある自然体験があると思います。自然体験の楽しさは、ネット世界では味わうことができないと思います。

(委員)

- ⑨ 少年サポートセンターでは、ネットの危険性を知らせるパンフレットを作成したり、学校とネットトラブルに関する授業をTTで行ったりしている。

また、大学生サポーターに協力してもらいながら、バレーボールをしたり、お好み焼きづくりをしたりするなど、非日常体験をしています。

(委員)

- ⑩ 学校を見ると、虐待の中でも育児放棄が多いと思う。それについては、民生委員と連携して対応している。しかし、そのような家庭とどのようにつながるかが課題です。

(委員)

- ⑪ 虐待については、警察に相談があったら、たとえ、児相が確認したとしても、直接確認している。また、相談があったら、全て児相に通告している。

今後、より一層、児相と連携していかなければならない。また、性的虐待については、関係機関との連携を行っている。

(委員)

- ⑫ 今は大きな虐待よりも見えない虐待（ネグレクト）が特に気になっている。虐待を受けた子は、自分に自信がなく、不登校になりやすいと思う。虐待を防ぐためにも、親に学習する機会を年3回必修にするなどの取組はできないだろうか。

(委員)

- ⑬ 高校になると、生徒や保護者を変えることはできない。その前の社会教育が大切だと思う。また、ある大学の先生によると、「人間は、言葉だけでコミュニケーションを取ることは難しい。何故、人間にだけ白目があるかという、昔からアイコンタクトを使って感情を伝えてきた。だから、SNSだけによるコミュニケーションだけでは、課題がある。直接的コミュニケーションが大切で、幼少期からの関わりが重要である。そこから、「体験」の必要性を感じる。

青少年問題協議会専門委員会では、親への教育をすすめるためにもその環境づくりが大切と思う。当然、直近の課題への対応も必要と思うので、課題を抱えてしまった子への対応と課題を抱える前の対応の2本立てで提言することが必要ではないか。

(委員)

- ⑭ 学校のPTAでは、グループ討議で情報端末の使い方について考えている。学校によって、討議のレベルまでいっていない学校もある。まずは小さな会からはじめるべきではないか。また、学級PTAの中で、いろんな会に出た保護者が初めて来た保護者と「情報共有」する場が有効ではないか。更に保護者と学校がともに課題を考えることが必要ではないか。

(委員)

- ⑮ 虐待のことを考える際には、虐待を行う人の背景にある問題についても考える必要があると思う。

(委員)

- ⑯ 市が児童相談所を設置することについて、何か新しい動きはあるのだろうか。

(委員)

- ⑰ スマホをもっている子を見れば、持っていて問題を起こさない子もいれば、問題を起こす子もいる。その差は、持っている子は他に楽しみなどをもっているようです。そのような楽しみがない子は、スマホで問題行動を起こしているような気がする。

(委員)

- ⑱ 市からスクールカウンセラーを派遣してもらっているが、子どもの声を傾聴していただいている。その結果、子どもは多くの悩みを出しています。是非、傾聴していただけるスクールカウンセラーをお願いします。

(事務局)

- ⑲ スクールカウンセラーも研修会を通して、必要な知識や技術を高めています。スクールカウンセラーの知識や技術に差がないようにしています。

(委員)

- ⑳ 地域行事への参加が子どもの「助けを求める力」の育成につながる。是非、スポーツ少年団や部活動は、地域行事への参加を促してほしい。

平成30年度 第1回 青少年問題協議会専門委員会における議論から

〈審議のテーマ：青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（施策4）〉

青少年が安心して相談できる環境に関する現状と課題について

【青少年に関する現状と課題等】

- ① SNSでの問題を起こす子どもの多くは、周りの子に話をすることができない。自分に自信がないようです。
- ② 子によってサインの出し方は多様である。（書いたり、メールを打ったり、電話したり…）
- ③ 「助けを求める力」を育成する視点は、子どもと保護者の2者の視点で考えるべき。
- ④ 課題を抱えてしまった子への対応と課題を抱える前の対応の2本立てで提言することが必要ではないか。
- ⑤ 直接的コミュニケーションが大切で、幼少期からの関わりが重要である。そこからも、「体験」（自然体験などを含む）の必要性を感じる。

【保護者に関する現状と課題等】

- ① 保護者の中には、相談することができない人もいる。
- ② 親もスマートフォンなどの勉強を積極的にすべきだと思う。
- ③ 「助けを求める力」を育成する視点は、子どもと保護者の2者の視点で考えるべき。
- ④ 多くの保護者がネット問題や家庭の役割について学ぶ必要があるのでは。
- ⑤ 直接的コミュニケーションが大切で、幼少期からの関わりが重要である。そこからも、「体験」（自然体験などを含む）の必要性を感じる。
- ⑥ 学級PTAの中で、いろんな会に出た保護者が初めて来た保護者と「情報共有」する場が有効ではないか。更に保護者と学校がともに課題を考えることが必要ではないか。

【地域（関係機関等）に関する現状と課題等】

- ① 民生委員や関係機関と連携して対応している。しかし、そのような家庭とどのようにつながるかが課題です。
- ② 地域行事への参加が子どもの「助けを求める力」の育成になるとある。是非、スポーツ少年団や部活動は、地域行事への参加を促してほしい。

平成30年度 第2回青少年問題協議会専門委員会の報告

- 1 日時 平成30年10月30日(火) 10:00～11:30
- 2 場所 市教育総合センター3階 青年図書連絡室
- 3 参加者 委員7人、事務局3人
- 4 協議テーマ

－ 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（主な施策4）－
青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か。

5 協議内容

1 事務局説明

- ① 第1回で議論されたことの振り返り。
- ② 「青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域が行えること」について、議論することの確認。

2 質疑応答・意見交換

(委員)

- ① 青少年が抱える問題をサロンの場で共有することが必要ではないか。(会議などではなく)本音で意見を言い合える場が必要だと思う。

(委員)

- ② 本校の生徒に対して行った自己肯定感に関するアンケート結果では、自己肯定感が70%台の学年がある一方、30%台の学年もあった。そこから、教員の資質を高める必要性を感じる。教員の研修の必要性を強く伝えるべきではないか。

(委員)

- ③ 自己肯定感に関する研修を最近、ある大学の先生から受けた。その中で、生徒を簡単に褒めてはいけない。褒める際の大切なことは、自己存在感を認めることやお互いの信頼関係などであった。

(委員)

- ④ リーフレット等でまとめる際、職員の研修を目立つように入れて欲しい。また、家庭の役割が大切だと思う。最近の親は、いい親を演じて失敗することが多い。「ダメなものはダメ。」という姿勢も大切なのではないか。

(事務局)

- ⑤ そのような生の声が必要だと思います。例えば、「教育相談」という言葉をどこでも使いますよね。それに代わるメッセージのようなものが出せればいいと考えます。

(委員)

- ⑥ 学校、家庭、地域の中で、メンバーは変わる。大切なことを次の世代に
なぐことが必要ではないか。ただ、地域には残ることが多いと思う。地域で
の世代間のつながりが必要だと思う。ちなみに、親父サミットでも連携を行っている。

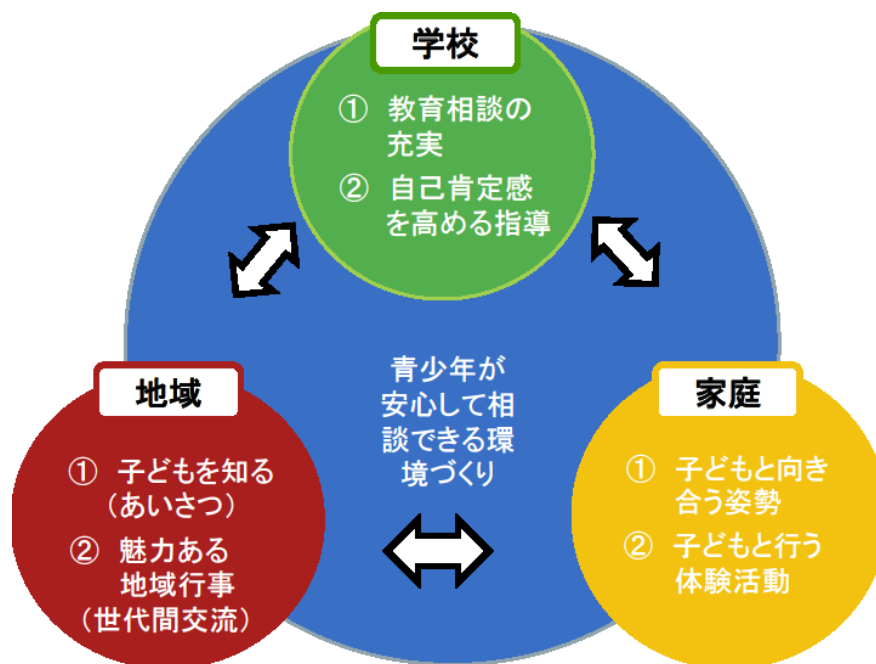
(委員)

- ⑦ 最終的にまとめるにあたり、「自己肯定感」などの言葉はよくどこの市でも見られるので、例えば「あなたが世界一」などのインパクトのある言葉を使ってその下に「自己肯定感を高める」とするのはどうか。

(委員)

- ⑧ よく（下の「青少年が安心して相談できる環境づくりのイメージ」のような）学校が上で下に家庭や地域が並ぶ。ある国では学校は教えるのみ、日本のようにすべて学校ではない。本来は（下の「青少年が安心して相談できる環境づくりのイメージ」では）家庭が上ではないか。家庭での役割を重視すべき。

「青少年が安心して相談できる環境づくりのイメージ」（案）



(委員)

- ⑨ 携帯スマホトラブルは家庭で責任をとるべきではないか。携帯やスマホを子どもに買い与えているのは、親です。親が子どもの携帯スマホの責任をもつ意識が必要。

(委員)

- ⑩ 携帯スマホトラブルは親に責任があるが、SNSで「いじめ」が行われると、学校で指導を求められる。

(委員)

- ⑪ 親への意識づけが大切ですよね。

(事務局)

- ⑫ （上の「青少年が安心して相談できる環境づくりのイメージ」に示されている）学校、家庭、地域の配置について、どのような配置があるか考えてみてはどうでしょうか。

(委員)

- ⑬ 警察等の調査で「いじめの相談先」として、1位が保護者、2位が教師でした。

(委員)

- ⑭ リーフレット等での学校、家庭、地域の配置として、部屋に掲示しているパンフレットの表紙のような配置もいいのではないのでしょうか。

(委員)

- ⑮ 学校が家庭とつながる時は子どものトラブルの時が多い。家庭が主体でつながるべきではないのでしょうか。ある県ではP T Aの会などは減り、子どもの教育に関する家庭での役割が大きい。

(委員)

- ⑯ 家庭での役割、学校での役割をどうするかと議論しても、そこでは譲り合いや押し付け合いになり、子どもが宙に浮く。家庭が自立すべきだと思うが、家庭で厳しいところは学校に頼ることが連携ではないか。また、提言の際には、何か1つ具体的に動くことを示すものがないと・・・例えば、保護者は研修を3回必修にするとか。

(委員)

- ⑰ 学校が大きな行事を行うと、家庭、地域とのつながりが生まれる。また、魅力ある地域行事とあるが、魅力なくとも、地域で子どもに役割を与えてくれば、子どもはとてがんばります。「誰でもみんなが参加できる地域行事」とかどうでしょうか。

(委員)

- ⑱ 高校は、地域との関わりがあまりない。リーフレットでまとめる際には、どの年代をターゲットにするかが大切だと思う。

(委員)

- ⑲ 家庭が中心になるかと思う。最近、少年サポーターでは、大学生がツイッターで支援を始めた。また、啓発チラシを作って、家庭での話のタネになればと思っている。

(委員)

- ⑳ カリキュラムマネジメントからも地域との連携が必要ではないか。

(委員)

- ㉑ ある都市では、不登校支援や生徒指導の専任教員が担任等の代わりに動いています。そのような地域コーディネーターがいれば・・・

(委員)

- ㉒ かつてS S Wに子どもへの支援をお願いしたが、結果的に退学することになったケースもあった。支援に早くつなげていくことも大切。

(委員)

- ㉓ 子どものS O Sを親は、なかなかキャッチできないこともある。SNSでのトラブルでもそうだが、学んで欲しい親ほど、勉強していない。親の研修を制度化した方がいいのではないか。

(委員)

- ㉔ 支援を必要とする家庭とどうつながるかが大切ですね。

(事務局)

- ②⑤ 子どもの変化に早く気づき、早くつなぐことが大切ですよね。家庭が気づかなかつたら、地域が気づき、関係機関につなぐといいのではないのでしょうか。また、研修に来て欲しい親が来ないのであれば、その方がどんなことに関心があるのか、その方が誰とつながっているのか把握することが必要かと思います。つまり、つなぎ方が大切ではないでしょうか。今日の新聞にSNS相談での相談者の「死にたい」という相談にどのように答えればよいのか例がありました。そこからもどのようなメッセージを届けられるか考えてはどうでしょうか。

(委員)

- ②⑥ 連携だと押し付け合いになります。家庭は家庭で自立、地域も自立、つまりそれぞれで力をつけ、できないところを連携したらどうでしょうか。地域も高齢化で悩んでいます。今のメンバーでできる行事を行えばよいと思います。また、家庭の役割を大きくしたらどうでしょうか。

(委員)

- ②⑦ 以前、ある荒れた県外の中学に対して、地域が立ち上がり、学校を再建した例があります。行政も補助金を出していました。地域が家庭を巻き込み、学校を再建した事例です。

平成30年度 第2回 青少年問題協議会専門委員会における議論から

〈審議のテーマ：青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（施策4）〉

青少年が安心して相談できる環境づくりのための、
学校・家庭・地域（関係機関等）における連携・取組について

1 〔相談相手の存在とつなぎ〕

座間市の事案（別紙資料1）に見られるように、青少年が「誰かに相談をしたい」と感じた際に、どのように信頼ある大人につないでいけるかが課題である。

一方で、青少年（中・高校生）の相談相手の多くが「友人」であることや小学生の場合は「家族」であることを踏まえると、青少年が安心して相談できる環境づくりにおいては、「あの人に相談をしたい」と思える友人や家族の存在が何より重要であるとともに、青少年が「相談してよかった。」と思える友人や家族の関わり方がキーポイントとなる。

昨年度までの青少年問題協議会の協議の中（参照：リーフレット）で、ネット世代に必要な人間関係力の一つに、「助けを求める力」をあげていたが、青少年が「意志をもって、誰にも相談しない」のか、そうではなくて「誰にも相談できない」状況があるのか、引き続き、議論を深めていく必要がある。おそらく、この問題は、青少年の自己肯定感の低さ（別紙資料2「自分はダメな人間だと思うことがある」日本：72.5%、中国：56.4%、米国：45.1%、韓国：35.2%）との関連も考えられる。今後の議論を経る中で、相談が必要な青少年が、誰にも相談しないことを解決していくヒントとなり、結果的に、安心して相談できる環境づくりの提言に繋がっていくものと考えている。

2 〔青少年を支える家庭や地域（関係機関等）における教育力〕

青少年を育む基盤として家庭があるが、昨今、養育に課題のある家庭も見られ、家庭で教え、育てることが十分に出来にくい状況もある。家庭の中には、仕事や介護、健康等の理由から、青少年とじっくり語ったり、悩みのある青少年に向き合ったりすることが困難な状況も考えられる。

そのような中、家庭の教育力を向上させるためには、様々な家庭環境を想定していく必要がある。それぞれの家庭の課題に対して、無理なく支援していくには、どうすればいいのか、これまでどおりの「〇〇をすればいい」といった理想の家庭像を押し付ける枠組みとは、異なった視点が必要になってこよう。

また、本来、そういった家庭を支え、先人の知恵や経験、伝統を伝えていく地域も様々な課題がある。例えば、これまで地域は、様々な地域行事等を通して、家庭のみならず、学校等を支えるいわば住み良い土壌の役割を担ってきたが、町内会未加入の問題や地域住民同士のコミュニケーションの取り方の難しさ等から、地域行事を計画しても、ある特定の人だけによる参加など、厳しい部分も見られてきている。そのような意味では、まさに、これからの青少年を育む環境づくりのために、関係機関や関係団体等とどのようなネットワークづくりが必要であるのか、更なる議論が必要である。

IV 平成31年度青少年問題協議会計画（案）

| 日 時 | 会 議 | 主 な 内 容 | 場 所 |
|------------------------------|-------|--|-------------|
| 平成31年5月14日(火) 11:00～12:00 | 幹 事 会 | 第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成31年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 平成31年度青少年問題協議会の会議計 画について | 青年会館 会議室 |
| 平成31年6月6日(木) 9:30～11:00 | 協 議 会 | ① 平成31年度青少年健全育成に関する 主な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成30・31年度の協議テーマについて ④ その他（情報交換等） | 青年会館 研修室 |
| 平成31年8月27日(火) 10:00～11:30 | 専門委員会 | 【テーマに基づく審議 ①】 ○ 青少年が安心して相談できる環境づくり のために、学校、家庭、地域はどのような 連携が必要か。 | 青年会館 会議室 |
| 平成31年11月8日(金) 10:00～11:30 | 専門委員会 | 【テーマに基づく審議 ②】 ○ 学校、家庭、地域が行える連携の在り方と 広報について | 青年会館 会議室 |
| 平成32年1月17日(金) 11:00～12:00 | 幹 事 会 | 第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況につ いて ③ 専門委員会の報告について | 青年会館 会議室 |
| 平成32年2月4日(火) 9:30～11:00 | 協 議 会 | ① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他（情報交換等） | 青年会館 研修室 |

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年12月26日条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成26年3月18日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。